

# 山口市立学校の部活動方針

令和元年 10月  
山口市教育委員会

## 目 次

1 策定の趣旨	… 1
2 部活動の位置付けと意義	… 1
3 適切な運営のための体制整備	… 2
(1) 部活動の活動方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 3
(1) 適切な指導の実施	
(2) 指導手引きの活用	
5 適切な休養日等の設定	… 3
(1) 休養日の設定について	
(2) 適切な活動時間について	
6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	… 4
(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置等の工夫	
(2) 地域との連携等	
7 学校単位で参加する大会等の見直し	… 4
8 安全管理と事故防止	… 5
9 参考資料 「暑さ指数に応じた注意事項」	… 5

## 1 策定の趣旨

学校の部活動は、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的に加え、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化する中、部活動の過熱化による生徒の身体的負担の増大や他の活動を行う時間の減少、教員の長時間勤務、部活動の運営体制などの問題も生じてきている。

部活動を取り巻くこうした現状を受け、部活動本来の目的や意義が達成でき、生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質や能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするため、各自のニーズに応じた安全かつ健全な部活動の運営が図られるよう、部活動の在り方を見直す必要があると考える。

そこで、山口市教育委員会では、適正な部活動の運営に向けて「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁）、「運動部活動の在り方に関する方針」・「文化部活動の在り方に関する方針」（山口県教育委員会）に則り、本市の実情を踏まえた「山口市立学校の部活動方針」（以下「市方針」）を策定した。

市方針では、部活動の本来の位置付けや意義を改めて確認した上で、部活動が学校教育の一環としての本来の教育的意義に立脚しつつ、部活動に参加するすべての生徒、顧問教員及び保護者の良好なワーク・ライフ・バランスの中で、安全かつ健全に運営されるよう、部活動の組織的な運営や活動時間及び休養日の設定、安全管理と事故防止、保護者・地域との連携等に関して、具体的な取組や基準並びに留意点等を示した。

なお、小学校段階においても、中学校の部活動と同じように、スポーツや文化等の活動を学校教育の一環として行う場合は、学校において、児童の発達の段階や教員の長時間勤務の解消等の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定するものとする。

## 2 部活動の位置付けと意義

部活動は、学校の教育活動の一環として行われるものであり、学習指導要領（平成29年3月告示）では、以下のように示されている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

（中学校学習指導要領 第1章 総則 第5の1のウより引用）

また、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動について、中学校学習指導要領解説総則編に次のように規定されている。

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること。
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと。

(中学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第5節の1より引用)

上記を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

### 3 適切な運営のための体制整備

#### (1) 部活動の活動方針の策定等

ア 校長は、市方針に則り、毎年度、活動時間及び休養日の設定や、その他適切な部活動の取組に関する「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会の日程等）並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。なお、活動実績として、計画に変更があった場合は、校長に報告する。

また、部活動顧問は、作成した年間活動計画を年度初めの保護者会等で周知し、保護者の理解を得る。また、毎月の活動計画を配付し、生徒が見通しをもって学校生活を送ることができるよう配慮する。

ウ 校長は、策定した活動方針を、学校だよりや学校のホームページ等により公表し、生徒及び保護者に周知する。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 校長は、生徒の競技力及び技能の向上や教員の指導への負担軽減を図るため、部活動指導員や外部指導者の配置を検討する。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、教員のワーク・ライフ・バランスにも資するよう、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画や活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行うとともに、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## 4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。

文化部顧問は、生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

### (2) 指導手引きの活用

部活動顧問、部活動指導員は、山口県教育委員会作成の「部活動指導の手引き」（改訂版）、各競技団体や各分野の関係団体等が作成した合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引きなどを活用し、適切な指導を行う。

## 5 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動や部活動、学校外の活動、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、長時間の部活動指導による教員の負担を軽減するために、以下を基準とする。

### (1) 休養日の設定について

ア 学期中は、部活動ごとに週当たり2日以上の休養日を設ける。  
そのうち、平日は少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）も少なくとも1日以上を休養日とする。

イ 週末に練習試合や大会参加等で休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じたものとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

## **(2) 適切な活動時間について**

ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 学校の休業日等に行う他校との練習試合や大会・コンクール等への参加については上記アの限りではないが、その場合は、超過した時間を他の日の活動で調整するか、休養日に振り替える等、十分な休養が確保できるようにする。

ウ 運動部は中学校体育連盟が主催する大会、文化部は中学校文化連盟や山口県音楽教育連盟等が主催するコンクールや大会前に上記の時間等を延長して活動する場合は、早くても1週間前からとし、校長の承認の下、生徒や顧問教員にとって過度な負担とならないように配慮する。なお、延長した活動分は、超過した時間を他の日の活動で調整するか、休養日に振り替える等、十分な休養が確保できるようにする。

## **6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備**

### **(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置等の工夫**

校長は、学校の実情に応じて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動など、部活動の実施形態等を工夫するとともに、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、合同部活動等の取組を検討する。

### **(2) 地域との連携等**

ア 校長は、生徒のスポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、地域のスポーツ団体や芸術文化関係団体、社会教育関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化活動に親しむ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## **7 学校単位で参加する大会等の見直し**

ア 部活動顧問は、教育上の意義や生徒にとって過度な負担とならないことを考慮して参加する大会・コンクール等を精査する。

イ 校長は、上記を受けて年間活動計画等を確認し、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、各部の大会・コンクール等への参加を承認する。

## 8 安全管理と事故防止

ア 校長及び部活動顧問は、部活動における安全管理について、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について、適切な措置が講じられるよう徹底するとともに、生徒に対して安全に関する指導を行う。

部活動顧問は、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策、気象急変時（急な大雨、竜巻、雷等）の安全確保、適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒が自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図ること。

イ 近年、気候変動等により、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、部活動における生徒の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。

また、気温や湿度、生徒一人ひとりの状況等により活動内容を適切に判断すること。

さらに、広域的な大会等でやむを得ない事情により活動する場合には、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底すること。

なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

## 9 参考資料

### 【暑さ指数に応じた注意事項】

#### ● 日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31℃以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
嚴重警戒 (28～31℃※)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28℃※)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25℃未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※ (28～31℃) 及び (25～28℃) については、それぞれ28℃以上31℃未満、25℃以上28℃未満を示します。  
日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」（2013）より